

**高岡テクノドーム別館整備に係る民間活力導入可能性調査業務委託  
企画提案（公募型プロポーザル）実施要領**

**1 趣旨**

この要領は、高岡テクノドーム別館整備に係る民間活力導入可能性調査業務委託（以下「業務委託」という。）において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定めるものである。

**2 プロポーザル対象業務（委託業務）の概要等**

別紙1「高岡テクノドーム別館整備に係る民間活力導入可能性調査業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

**3 業務期間**

契約締結日から令和3年11月30日（火）まで

**4 予算額（業務委託費の上限）**

金10,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

（上記金額内での企画提案を募集するものであり、契約予定額ではない。）

**5 参加資格要件**

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- （2）常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （5）公共施設の新築・改築や運営における民間活力活用可能性調査業務（同種又は類似業務を含む。）を官公庁から受注した実績を有していること。
- （6）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

## 6 参加手続き等

### (1) 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、「プロポーザル参加申込書」(様式1)を令和3年4月30日(金)午後5時まで(必着)に郵送、電子メール又はFAXで、下記「11 提出先・問合せ先」へ提出すること(電子メール又はFAXによる提出の場合は、必ず電話で到着を確認すること)。

なお、参加申込書提出後にやむを得ず参加を辞退する場合は、令和3年5月19日(水)午後5時までに「辞退届」(様式任意)をFAX又は郵送にて提出すること。

### (2) 質疑応答

本プロポーザルに関する質問は、「プロポーザル質問書」(様式2)により令和3年5月10日(月)午後5時まで受け付けるものとし、受け付けた質問に対する回答は、令和3年5月13日(木)午後5時までに富山県のホームページ(「公募型プロポーザル」ページ)に掲載する。ただし、①評価基準の配点に関する質問、②他の応募者に関する質問、③その他、本プロポーザルに関係のない質問については、質問を受け付けない。

なお、質問はFAX又は電子メールによるものとし、電話及び口頭による質問は受け付けない。

## 7 企画提案書等の提出

本プロポーザル参加申込書を提出した者(以下「参加者」という。)は、別紙仕様書を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出すること。

なお、提出する案は、参加者1社につき1案とする。

(1) 提出締切 令和3年5月19日(水) 午後5時【必着】

(2) 提出方法 下記「11 提出先・問合せ先」へ持参又は郵送

※郵送の場合は、封筒の表面に「高岡テクノドーム別館整備に係る民間活力導入可能性調査委託業務書類」と朱書きしてください。

(3) 提出書類

下表の書類をセットして、7部(本通1部、写し6部)を提出すること(提出書類は返却しません)。

項目	内容に関する留意事項
1 事務所等の業務実績一覧 (様式3-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく事業に係る、民間活力導入可能性調査業務又はアドバイザー業務（以下「同種又は類似業務」という。）の元請としての受注実績であって、平成28年度から令和2年度までの間に完了した業務であること。</li> <li>・完了した業務とは、検査が終了し、成果品引渡しを終了している業務とすること。</li> <li>・業務内容が判断できるよう、契約毎に契約書、仕様書等の写しを各1部添付すること。</li> <li>・記載する業務は、10件以内とすること。</li> </ul>
2 業務実施体制 (様式3-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定の管理技術者、担当技術者を記載すること。</li> <li>・担当技術者を複数配置する場合、主任技術者を1名配置すること。</li> <li>・提案者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合、企業名等を記載すること。</li> </ul>
3 予定技術者の業務実績 (様式3-3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種又は類似業務への従事経歴に記載する業務については、平成28年度から令和2年度までの間に完了した業務のうち、予定技術者が管理技術者の場合、管理技術者として、主任技術者の場合、管理技術者又は主任技術者として、担当技術者の場合、管理技術者又は担当技術者として従事したものを記載すること。</li> <li>・同種又は類似業務への従事経歴に記載する業務数は、5件以内とすること。</li> <li>・手持ち業務については、管理技術者又は主任技術者の予定技術者のみ、企画提案書提出日現在で全ての発注者（国内外問わず）のものについて記載すること。 (手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている全ての業務をいう。本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とする。)</li> <li>・保有する資格等について、管理技術者のみ記載する。経験年数とは資格に係る経験年数である。</li> </ul>
4 業務実施方針、進め方等 (様式4-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の業務項目について、業務の実施方針及び進め方並びに業務遂行上の配慮事項を記入すること。</li> <li>・紙数1枚以内とすること。</li> </ul>
5 業務の実施体制及び実施フロー (様式4-2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施フローは、業務の全体像がイメージできるように記載すること。</li> <li>・紙数1枚以内とすること。</li> </ul>
6 提案項目について (様式4-3)	<p>次に示す提案項目について本事業における考え方を簡潔に述べること。</p> <p>①基本設計が完了していることを踏まえ、高岡テクノドーム別館に導入可能と考えられる民間活力の事業範囲や事業方式などに関する意見</p> <p>②現高岡テクノドームと高岡テクノドーム別館の利用促進やサービス向上に適した運営事業者の考え方や意見 (※各項目ごとに紙数1枚以内とすること。)</p>

項目	内容に関する留意事項
7 参考見積書 (様式4-4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本調査業務の所要経費を見積もること。</li> <li>・項目及び業務の内容については、適宜挿入して記載すること。</li> <li>・算出内訳、根拠(工数等)等の資料を添付すること。</li> <li>・本調査業務に係る見積額は、募集要領に提示する委託予定額以内とすること。なお、委託予定額を超える見積額を記載した場合は、失格とする。</li> </ul>
8 アドバイザリー業務 概算見積書 (様式4-5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該見積書については、業務実施方針等を含む資料である。</li> <li>・本調査業務の結果、民間活力の導入効果が高いと判断され、民間事業者を募集することとなった場合の、アドバイザリー業務に関する現時点での概算経費を見積もること。</li> <li>・概算経費は、以下に掲げる業務に要する経費を見積もるものとし、算出内訳、根拠(工数等)等の資料を添付すること。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)実施方針(案)及び要求水準書(案)の作成並びに公表に関する支援 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 実施方針(案)の作成</li> <li>イ 要求水準書(案)の作成</li> <li>ウ 提出された民間事業者からの質問・意見の整理と回答(案)の作成</li> </ol> </li> <li>(2)募集要項(案)等の作成並びに公表に関する支援 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 民間事業者の参加資格要件及び事業者選定スケジュール等の検討</li> <li>イ 民間事業者の選定基準(案)及び様式集(案)の作成</li> <li>ウ 募集要項(案)の作成</li> <li>エ 契約書(案)等の作成</li> <li>オ 提出された民間事業者からの質問・意見の整理と回答(案)の作成</li> <li>カ その他必要な資料の作成(具体的項目を挙げる)</li> </ol> </li> <li>(3)運営権対価の精査に係る支援</li> <li>(4)事業者選考に関する支援</li> <li>(5)契約交渉支援</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を受託することが、アドバイザリー業務を発注する場合の契約締結を保証するものではないことに留意すること。</li> </ul>

### (3) 提出書類

提案にあたっては、下記の資料を確認すること。

#### ①高岡テクノドームの機能の拡充等に関する検討会

<https://www.pref.toyama.jp/1301/sangyou/shoukoukensetsu/shoukougyou/kj00021431/index.html>

#### ②高岡テクノドーム別館整備基本計画

<https://www.pref.toyama.jp/1301/kensei/kenseiunei/keikaku/kj00022390.html>

## 8 審査方法及び審査結果

### (1) 審査方法

業務委託の契約候補者（以下「候補者」という。）を選定するため、業務委託に係るプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

審査会は、参加者が提出した書類の審査及びプレゼンテーションを実施のうえ、最も優れた提案をした者を候補者として選定する。

### (2) 審査基準

別紙2「審査基準」のとおりとする。

### (3) プレゼンテーションの実施

審査にあたっては、参加申込書を提出した順番で、参加者によるプレゼンテーションを実施する。

なお、プレゼンテーションの日時・会場等の詳細については、後日改めて通知する。

### (4) 結果通知

候補者及び次点の者に対して、選定された旨を通知し、他の提出者に対しては、選定されなかった旨を通知する。また、審査結果に対する異議申し立てはできない。

## 9 その他

(1) 企画書作成等のプロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。

(2) 候補者とは、仕様書の内容を別途協議のうえ、契約を締結する。

① 業務の実施に際しては、県と協議のうえ、仕様書の内容を変更することがある。候補者と県は、企画提案の内容を基に業務の履行に必要な条件などの協議を行い、契約手続きを行った後、調整しながら委託業務を実施することとする。

② 候補者に事故等があり、契約締結が不可能となった場合は、次点の者を候補者とする。

③ 委託業務の著作権は、富山県に属するものとし、データを提供してもらうこととする。

(3) 委託料には、雇用者等の旅費や必要となる郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。

(4) 受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 10 今後のスケジュール（予定）

1. プロポーザル参加申込み期限	令和3年4月30日(金)午後5時
2. プロポーザル質問書受付期限	令和3年5月10日(月)午後5時
3. 質問に対する回答	令和3年5月13日(木)午後5時
4. 参加辞退届提出期限	令和3年5月19日(水)午後5時
5. 企画提案書等提出期限	令和3年5月19日(水)午後5時
6. 書面審査・プレゼンテーション、候補者選定	令和3年5月下旬（予定）
7. 契約締結	令和3年6月上旬（予定）

## 11 提出先・問合せ先

富山県商工労働部商工企画課企画係 担当：川渕、金山

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 - 7

TEL 076-444-3243 / FAX 076-444-4401

E-mail ashokokikaku@pref.toyama.lg.jp